

第一部

オンライン資格確認システム導入のメリットと留意点について 適正なレセプト請求について(請求誤りの多い事例)

説明: 社会保険診療報酬支払基金宮城支部

オンライン資格確認システムの導入のメリットと留意点について

1. 顔認証付きカードリーダー申込状況等
2. オンライン資格確認とは ～資格確認は保険制度の基本～
3. 医療機関・薬局で変わること
4. メリット
 - (1) 保険証の入力の手間削減
 - (2) 資格過誤によるレセプト返戻の作業削減
 - (3) 来院・来局前に事前確認できる一括照会
 - (4) 限度額適用認定証等の連携
 - (5) 薬剤情報・特定健診等情報の閲覧
 - (6) 災害時における薬剤情報・特定健診等情報の閲覧
5. 医療機関等が行うオンライン資格確認に関する申請と導入準備の流れ
6. 医療機関・薬局への補助
7. まずは、ポータルサイトにてアカウントの登録をお願いします！
8. Q & A
9. 導入事例紹介
10. オンライン資格確認の今後

1. 顔認証付きカードリーダー申込状況等

(令和3年10月3日現在)

NO	病院				医科診療所				歯科診療所				薬局			
	アカウント登録数	登録率	カードリーダー申込機関数	申込率												
宮城	114	83.2%	107	78.1%	794	55.6%	714	50.0%	554	50.3%	500	45.4%	828	70.8%	932	79.7%
全国	6,740	81.8%	6,374	77.3%	45,296	50.7%	39,205	43.9%	38,030	53.6%	34,337	48.4%	41,522	68.4%	48,873	80.6%

※1 「アカウント登録数」は、紙申請及びグループ申請の機関数は含まない。(ポータルサイト経由での登録のみ)

※2 「カードリーダー申込機関数」は、紙申請及びグループ申請の機関数を含めて集計。

※3 「登録率」及び「申込率」は、それぞれ「アカウント登録数」及び「カードリーダー申込数(医療機関等数)」を現存する医療機関等数で除したものであること。

※4 宮城県の現存する機関数：病院(137)、医科診療所(1,428)、歯科診療所(1,102)、薬局(1,179)

※ 出典：厚生労働省公表資料(一部改変)

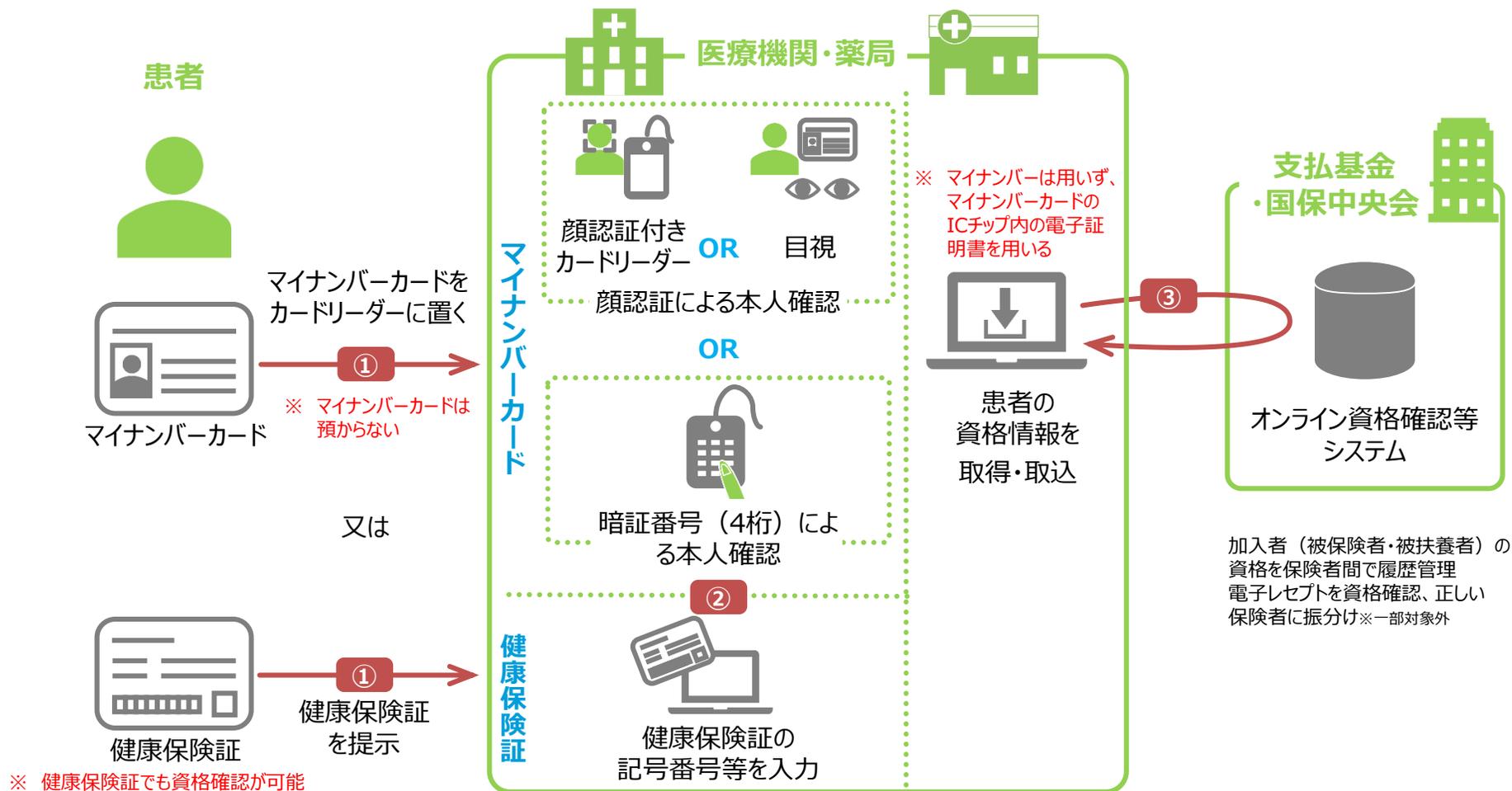
<マイナンバーカードの交付枚数等について(令和3年9月1日現在)>

都道府県名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
宮城県	2,282,106	845,545	37.1%
全国	126,654,244	47,612,171	37.6%

約3人に1人が
マイナンバーカードを
持って医療機関等へ
訪れる可能性

2. オンライン資格確認とは ～ 資格確認は保険制度の基本 ～

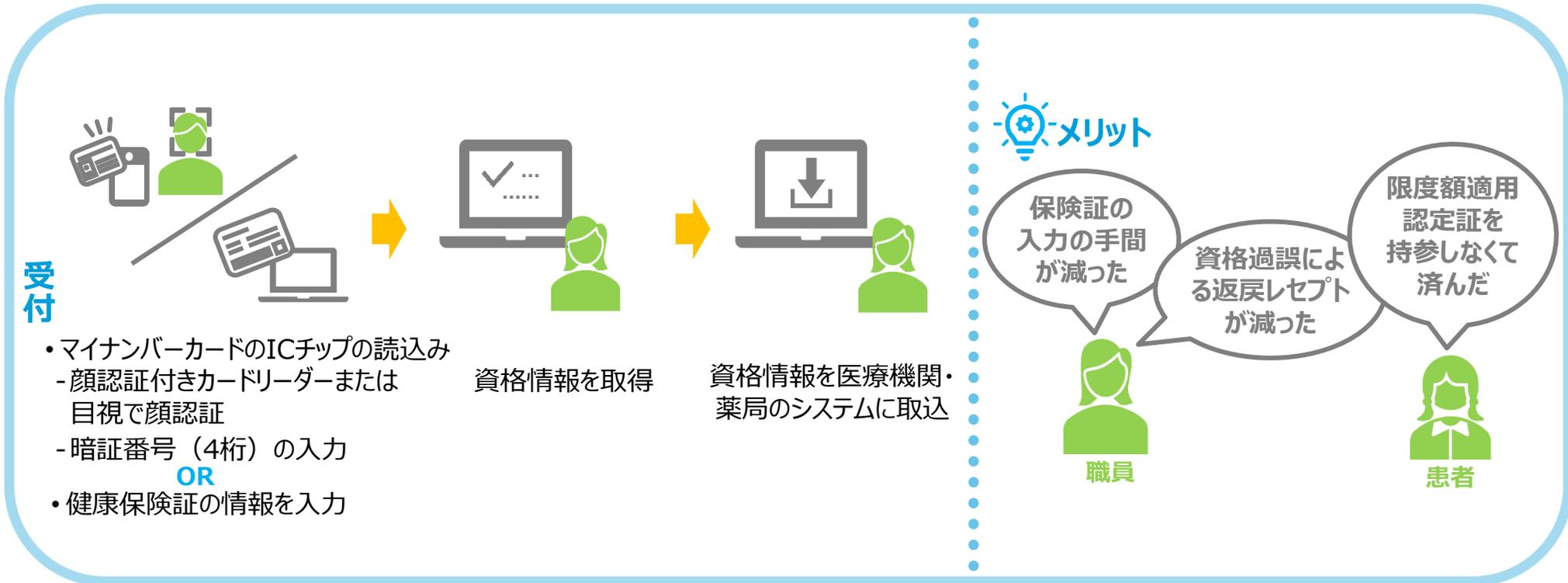
オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等を利用し、患者の直近の資格情報等が確認できるようになります。



3. 医療機関・薬局で変わる①

資格の確認を確実にすることは、保険制度の基本です。オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、**直ちに資格確認が出来るようになります。**

保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、**レセプトの返戻が減ります。**また、**窓口の入力の手間が減ります。**



※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は運用開始時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

3. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、**支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来る**ようになります。

マイナンバーカードを用いて本人から同意を取得した上で、薬剤情報や特定健診等情報を医療機関・薬局で閲覧することが可能となります。



※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。
※特定健診等情報は、特定健診・後期高齢者健診情報のことです。

4. メリット：保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは**最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます**。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。

患者情報			登録
シメイ	<input type="text"/>	性別 <input type="text"/>	資格確認日 <input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>	生年月日 <input type="text"/>	年齢 <input type="text"/>
保険者番号	<input type="text"/>	保険者名 <input type="text"/>	郵便番号 <input type="text"/>
記号・番号・枝番	<input type="text"/>	<input type="text"/>	住所 <input type="text"/>
患者区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	電話番号1 <input type="text"/>
資格取得年月日	<input type="text"/>	交付年月日 <input type="text"/>	電話番号2 <input type="text"/>
有効期間	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>

健康
保険
証



健康保険証は
最小限の情報を入力

オンライン資格確認		完了
保険者番号	<input type="text" value="12345"/>	
記号・番号・枝番	<input type="text" value="1234"/> <input type="text" value="5678910"/> <input type="text" value="01"/>	
生年月日	<input type="text" value="1970/01/01"/>	
性別 (任意)	<input type="text" value="男"/>	
資格確認日	<input type="text" value="2020/01/08"/>	

有効な場合
保険資格情報
を取得

マイナンバーカード

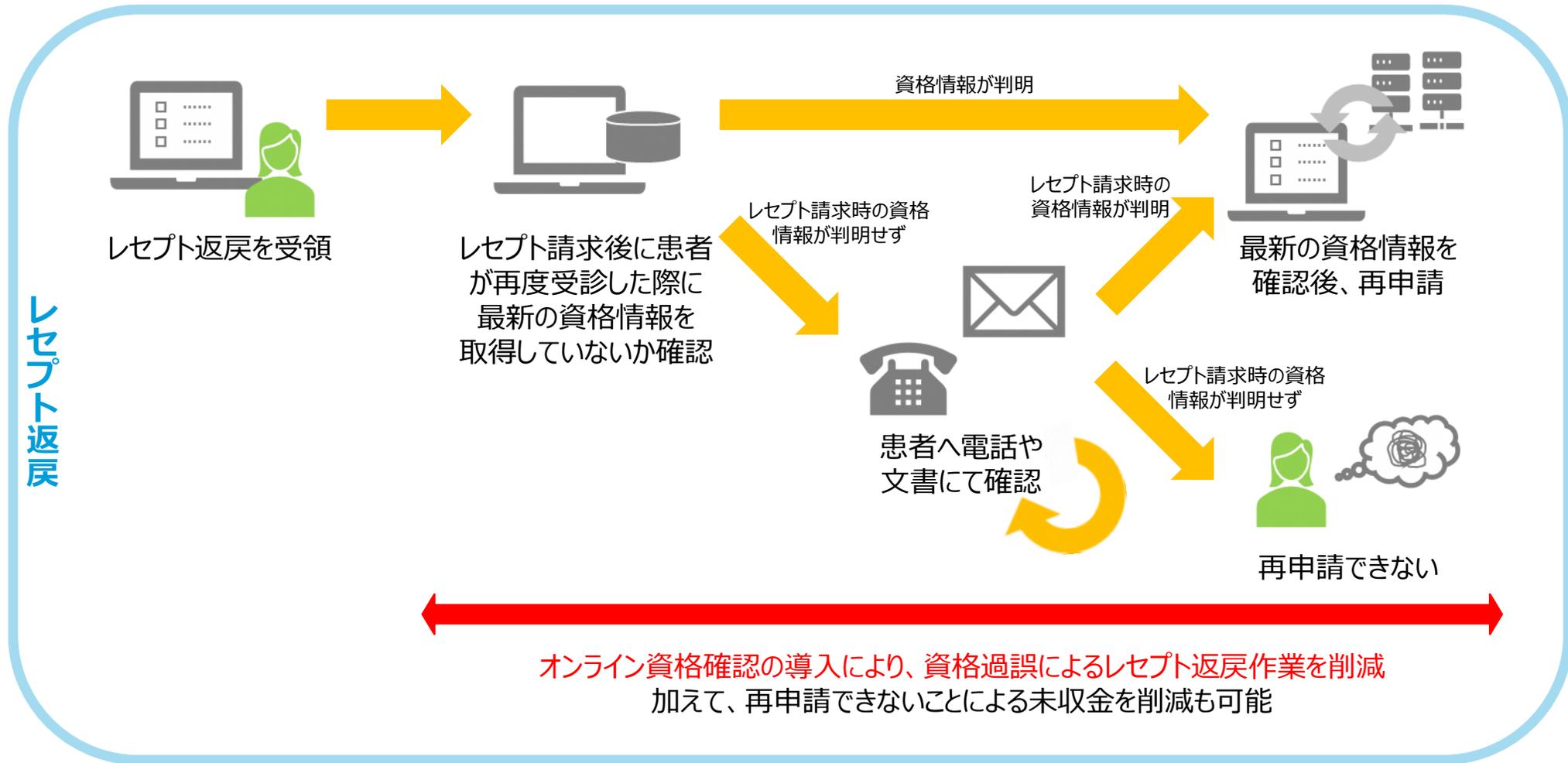


マイナンバーカードでは最新の保険資格
情報を自動的に取得

患者情報			登録	
シメイ	<input type="text" value="コウロウ タロウ"/>	性別 <input type="text" value="男"/>	資格確認日 <input type="text" value="2020/01/08"/>	
氏名	<input type="text" value="厚労 太郎"/>	生年月日 <input type="text" value="1970/01/01"/>	年齢 <input type="text" value="50歳"/>	
保険者番号	<input type="text" value="12345"/>	保険者名 <input type="text" value="XX健保"/>	郵便番号 <input type="text" value="123-45"/>	
記号・番号・枝番	<input type="text" value="1234"/> <input type="text" value="5678910"/> <input type="text" value="01"/>	住所	<input type="text" value="東京都港区XX-XX"/>	
患者区分	<input type="text" value="健康保険組合"/>	<input type="text" value="本人"/>	<input type="text" value="3割"/>	電話番号1 <input type="text" value="XX-XXXX-XXXX"/>
資格取得年月日	<input type="text" value="2018/07/01"/>	交付年月日	<input type="text" value="2018/07/01"/>	電話番号2 <input type="text" value="XXX-XXX-XXX"/>
有効期間	<input type="text" value="2018/07/01"/>	~	<input type="text" value="2023/07/01"/>	

4. メリット：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、**資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減**されます。



4. メリット：来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。

＜一括照会リストイメージ＞



照会したい患者の
リストを作成

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所
		記号	番号	枝番	
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x

＜一括照会結果イメージ＞

健康保険証の
記号番号等で照会

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所	資格確認結果
		記号	番号	枝番		
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	エラー ※
...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	無効 ※

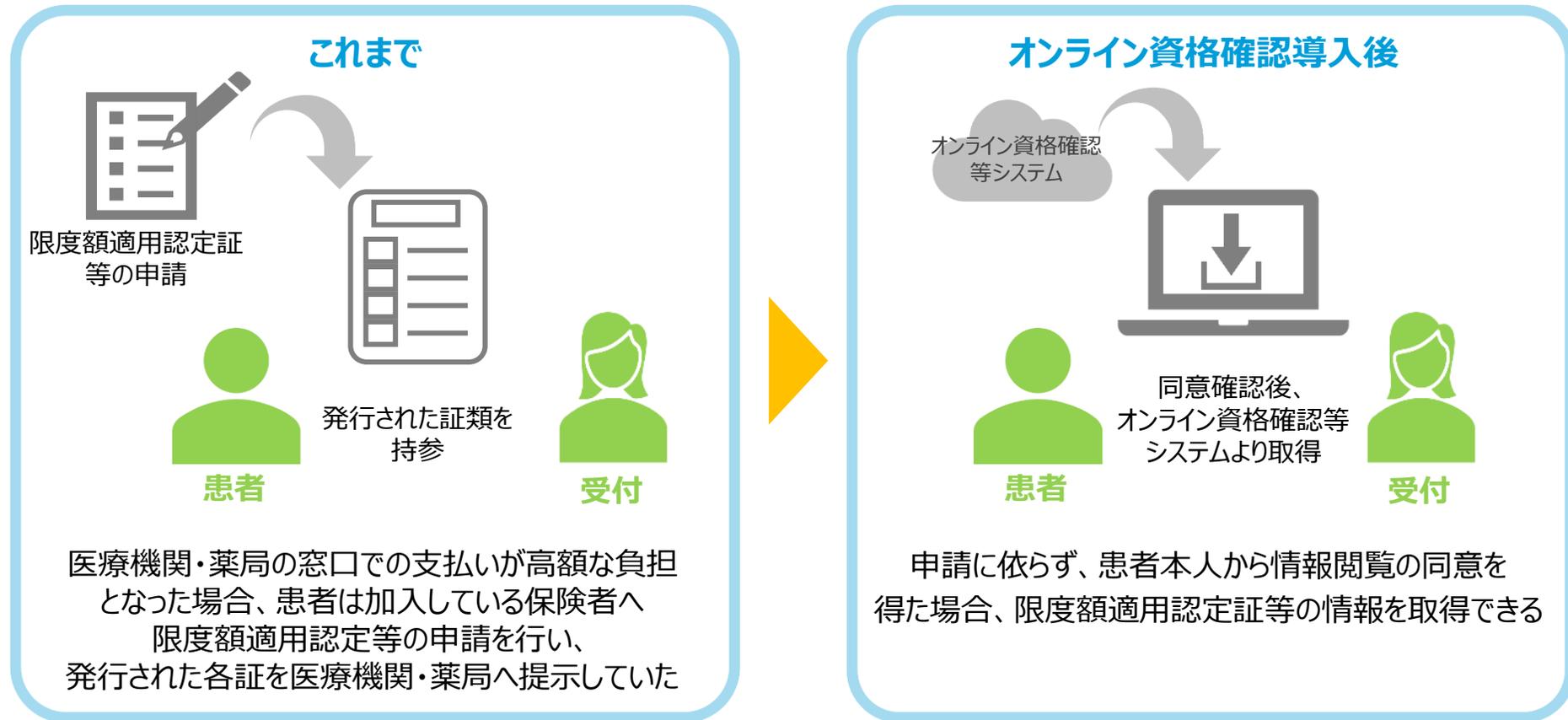
※エラー：必須項目（個人単位被保険者番号等）に入力誤りがある場合等

※無効：保険資格の有効期限切れにより失効している場合等

4. メリット：限度額適用認定証等の連携①

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、**加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得**でき、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



4. メリット：限度額適用認定証等の連携②

限度額適用認定証等情報とは

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関する情報

医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

証の種類	概要	表示内容
限度額適用認定証	高額療養費制度の適用区分を表す証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証	高額療養費制度の適用区分及び入院時の食費等の減額の対象者であることを表す証	適用区分 (長期入院該当年月日)
特定疾病療養受療証	特定疾病の認定を受けたことを表す証	認定疾病名 (自己負担限度額)

適用区分：自己負担限度額を算出する際に適用する区分。適用区分は、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定される

認定疾病：①人工透析治療を必要とする慢性腎不全

②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）

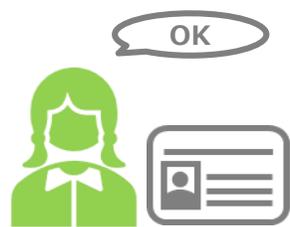
③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣が認める者に係るものに限る）

※特定疾病療養受療証はマイナンバーカードによるオンライン資格確認の時のみ、本人が同意した場合、医療機関・薬局で閲覧可能とする。

4. メリット：薬剤情報・特定健診等情報の閲覧①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の薬剤情報・特定健診等情報を閲覧することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、有資格者等（医師、歯科医師、薬剤師等。）が閲覧します。

※ 薬剤情報は令和3年10月から閲覧可能



薬剤情報/特定健診等情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認



医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が薬剤情報/特定健診等情報を閲覧



有資格者等とは

医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」より、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

<閲覧イメージ>

薬剤情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
診療月	入/外/調剤	処方日	処方箋の場合 調剤日	用法	特別指示	内服/外用/注射	薬剤名(商品名)	薬剤名(一般名)	数量	回数	
10月	外来	5日	-	-	-	内服	ガスター-D錠20mg	ラモチジン錠	2錠	7	
10月	外来	5日	-	-	-	内服	プロレス錠12.12mg	カンデサルタンシレキセチル錠	1錠	7	
10月	外来	5日	-	-	-	外用	リンデロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	1	
10月	外来	5日	-	-	-	注射	アミノミンF10注	フルスチアミン塩酸塩注射液	1管	1	
10月	調剤	6日	6日	1日1回朝食後	-	内服	アーネスト錠10mg	カルベジロール錠	1錠	23	
10月	調剤	6日	6日	-	痛みが強い際は1日2錠	毛服	ロキソプロフェンNa錠60mg	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	23錠	1	
10月	調剤	18日	18日	1日3回食後	-	内服	ニフェジンカプセル10mg	ニフェジンカプセル	3カプセル	23	
10月	調剤	30日	30日	1日1回夕食後	-	内服	エースコール錠2mg	テモカフル塩酸塩錠	1錠	23	
11月	入院	5日	-	-	-	内服	リンラキサール錠250mg	クロルフェニシンカルバミン酸エステル錠	2錠	1	

薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

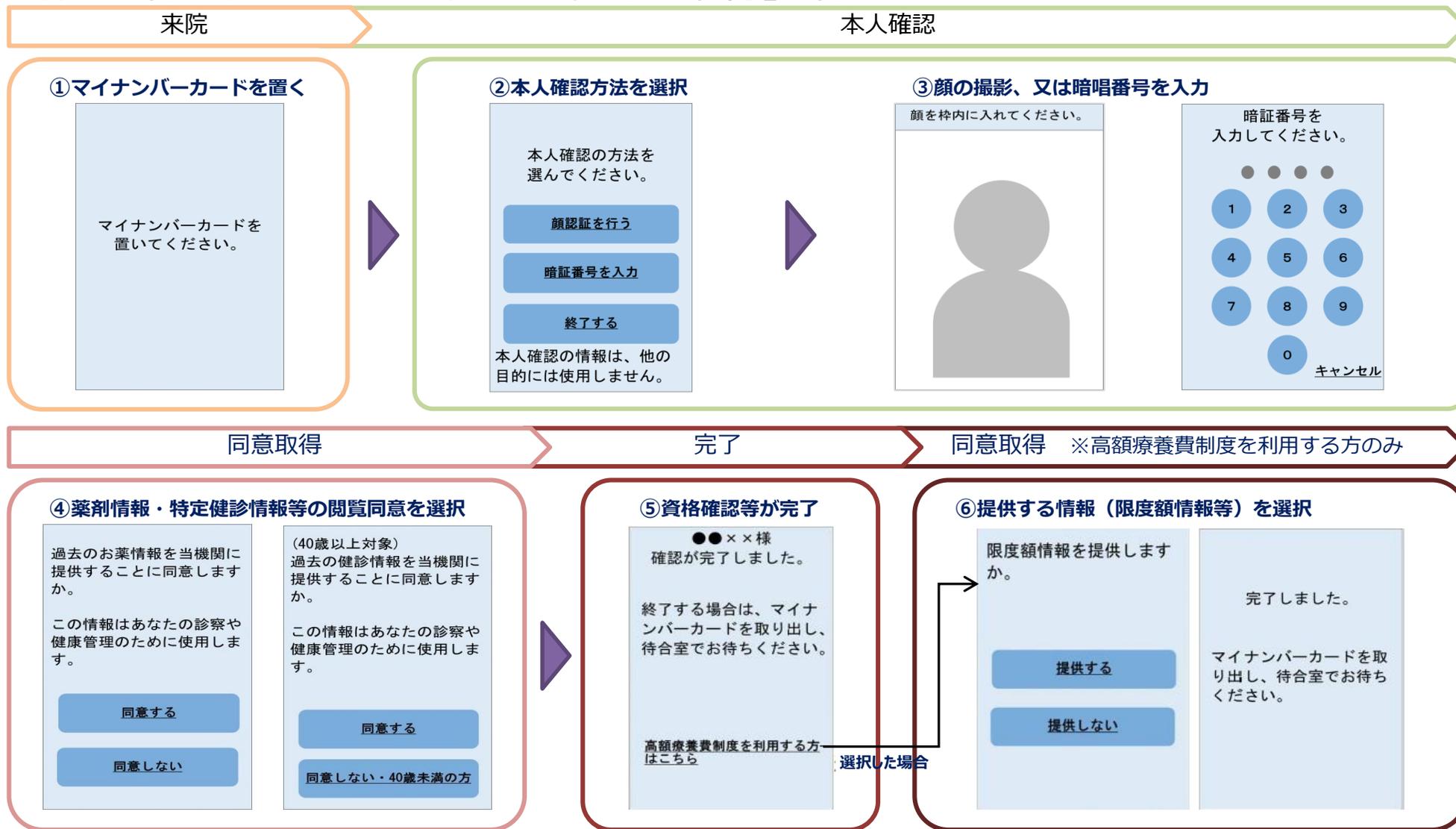
特定健診情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
身体計測	身長	170.08	中性脂肪		140						
	体重	63.6	HDLコレステロール		125						
	腹囲	79.5	LDLコレステロール		154						
	BMI	21.8	空腹時血糖		97						
血圧等	血圧	67~106	HbA1C		5.1						
肝機能検査	GOT(AST)	23	随時血糖		120						
	GPT(ALT)	22	CRP		0.07						
	LDH	160	RF定量		3未満						

特定健診等情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

4. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧②

顔認証付きカードリーダーを用いて「同意の取得」を行います。

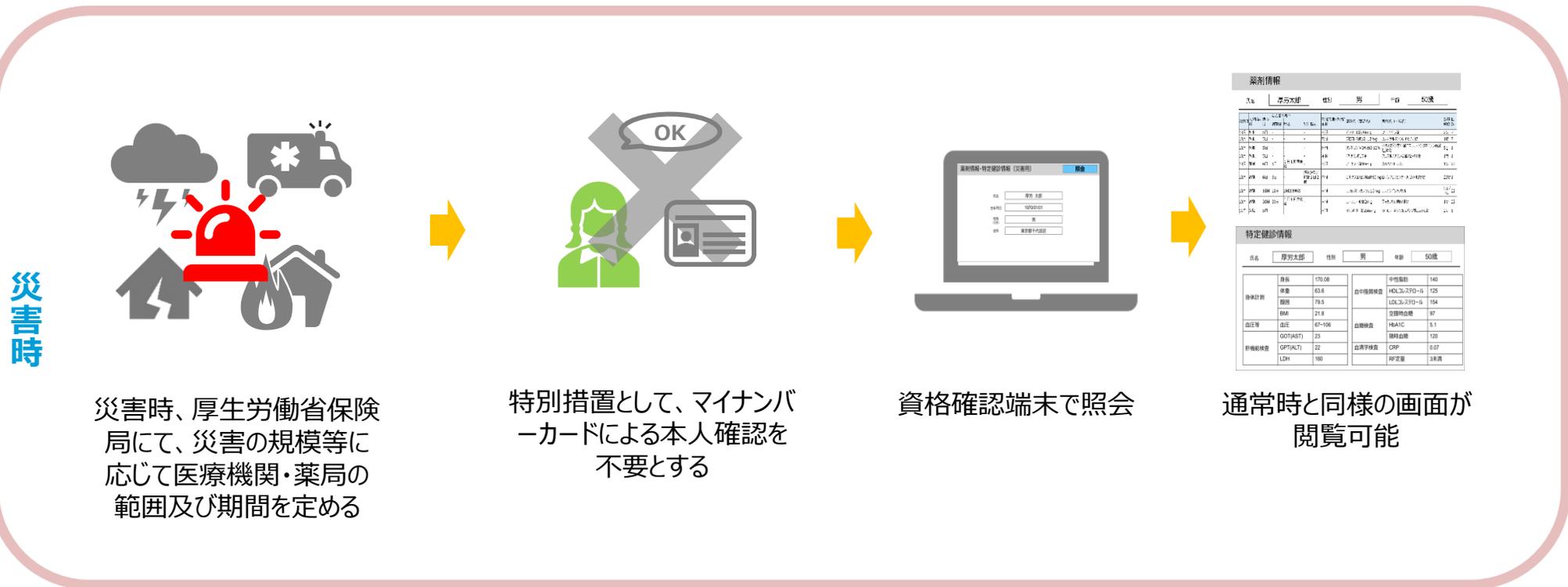
※ 各画面イメージは、は現時点でのイメージ



4. メリット：災害時における薬剤情報・特定健診等情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

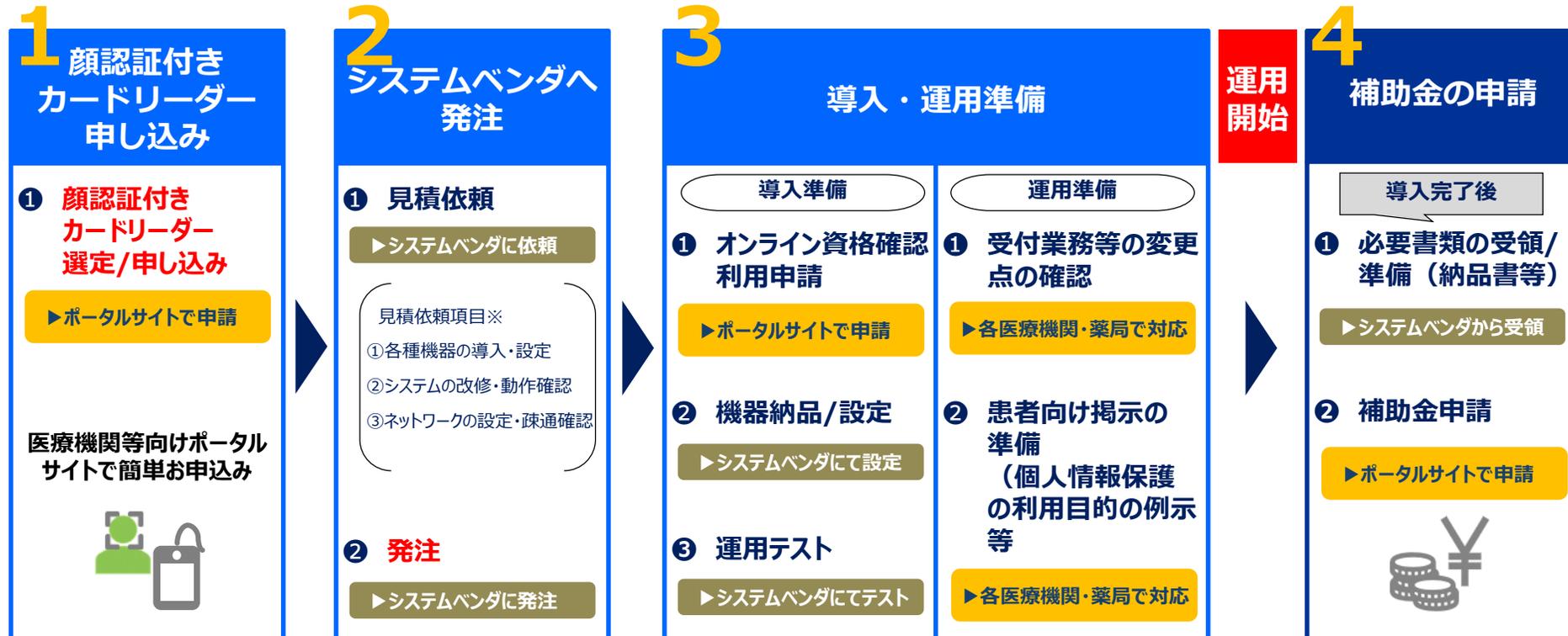
災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができます。



5. 医療機関等が行うオンライン資格確認に関する申請と導入準備の流れ

オンライン資格確認の利用に向けた準備作業は以下の4ステップになります。

顔認証付きカードリーダーの提供や、システムベンダ（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者）の現地作業までに期間を要するため、お早めにポータルサイトでのお申し込み/システムベンダへの発注をお願いいたします。



6. 医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供します（病院3台まで、診療所等1台）。
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その $\frac{1}{2}$ を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その $\frac{3}{4}$ を補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その $\frac{1}{2}$ を補助	100.1万円を上限 に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その $\frac{1}{2}$ を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その $\frac{1}{2}$ を補助		

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

7. まずは、ポータルサイトにてアカウントの登録をお願いします！

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずはポータルサイトへの登録をお願いします。

最新の情報をお届けすることができます。また、このポータルサイトで**必要な手続き**を行うことができます。

(※) 書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！(二重申し込みになることはありません)



アカウント登録でできること

- 最新情報をメールでお知らせ
- 顔認証付きカードリーダー申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>



オンライン資格確認 検索

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター
contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-080-4583 (通話無料)

平日 8:00~18:00

土曜日 8:00~16:00

※ お電話でのお問合せは、混み合うことがございます。メールでのお問合せを推奨します。

8. Q&A

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか。

Answer

A. **健康保険証でも受診できます。**

薬剤情報等を踏まえた診療を受けたい患者はマイナンバーカードが必要です。

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。

A. 医療機関・薬局において**患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。**

オンライン資格確認では、**マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書**を利用します。

Q. 医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか。

A. オンライン資格確認は、**支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組み**です。

支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

< 2. レセプト振替及びレセプト分割 >

Question

Q. レセプト振替・分割はどのようなメリットがあるのでしょうか。

Answer

A. 電子レセプトについて、資格喪失後の受診である場合は、変更後の資格情報の有無を確認の上、変更後の資格が判明したレセプトについては、変更後の資格への振替又は資格喪失前後に分割を行います。

これにより、従前は返戻となっていた資格喪失後受診レセプトを医療機関・薬局へ返戻することなく資格の有効な保険者へ送付することが可能となります。

なお、振替又は分割を行うことにより患者支払額の変動等がある場合は、振替・分割の対象外とします。

Q. 具体的にはどのような方法で振分・分割されるのでしょうか。

A. 医療機関・薬局から審査支払機関へ請求された診療行為等の算定日を基に（算定日を受診日として取り扱う）、その属する保険者の資格が有効であるかを確認し、資格喪失している場合は当該日に有効な資格に振り替えます。
資格喪失が月の途中である場合は、レセプトを分割します。

< 3. 資格確認端末・システム処理 >

Question

Q. オンライン資格確認システムにおける資格確認処理のレスポンスはどのくらいでしょうか。

Answer

A. 資格確認端末が資格確認の要求を取得してから照会結果を取得するまで3秒～7秒を想定しています。

Q. 資格確認端末について、推奨しているOSを「WindowsLTSC」に限定している理由は。

A. オンライン資格確認等システムの資格確認端末では、**Windows OSのサポート期間が10年間と長いLTSC版を推奨OSとしています。**
これは、LTSC版は、**機能更新は行われず、セキュリティパッチがMicrosoftから10年間提供されるため、医療機関・薬局側に負担をかけずOSのセキュリティ維持を行う**ことができ、安全にオンライン資格確認等システムと接続していただけるため採用しています。

< 4. 医療機関・薬局で変わる事 >

Question

Q. オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか。

Answer

A. 支払基金ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていただく必要があります。手続きの内容・方法については、**ポータルサイトにアカウント登録**いただければ、順次必要なお知らせをします。併せて、**システムベンダ等に改修費用の見積を依頼**してください。

Q. マイナンバーカードの取扱いで気をつけるべきことはありますか。

A. 医療機関・薬局の窓口では**マイナンバーカードは預かりません**。患者においては、**顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく**、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

Q. レセプトのオンライン請求を利用していませんが、オンライン資格確認を始めることはできますか。

A. **オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能**です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

9. 導入事例紹介



病院

Q. オンライン資格確認を導入したことで、業務の内容や流れはどのように変わりましたか。

A. これまでは、医事会計システムに登録した内容を保険証のコピーをもとに目視でダブルチェックしていましたが、医事会計システムと連携したことにより、資格確認の結果を画面上で確認できるようになり、業務効率が向上した。

また、資格確認事項の不備によりレセプトが返戻されると、患者さんに電話をして保険証を持参していただき、登録しなおす必要がありました。こうした事務処理が省けることで、患者さんにご負担をおかけすることがなく、併せて業務の効率化にも大きく寄与すると考えています。



医科診療所

Q. 実際に導入してみて最も大きなメリットは何でしょうか。

A. 保険資格の確認は、これまで目視による健康保険証の確認と手作業による入力で、患者さん1人当たり30秒ほどかかっていました。顔認証付きカードリーダーを導入することにより、この作業があつという間に済むようになりました。

また、プライマリ・ケアを担うクリニックでは、インフルエンザシーズンなどで患者数が通常より格段に増加することがあり、その際、資格確認やレセプト返戻にともなう事務員の負担が大幅に軽減されるメリットは大きいと感じています。



歯科診療所

Q. 導入後のランニングコストはいかがですか。

A. レセプトコンピューター側の価格設定次第ではありますが、それほど高額にならないのではないのでしょうか。インターネット回線を引く金額とそう変わらないはずですが、保守費用などが月額負担としてかかるケースもあるようですが、日常業務で発生する細かなトラブルに対応してくれることを考えれば必要な経費だと思います。

いずれにしても、オンライン資格確認を導入すると、コストを上回るメリットが十分に得られます。多少のランニングコストが発生するとしても、導入する価値は大いにあると思いますね。



薬局

Q. システム導入において苦労した点はどこですか。

A. 日頃からお世話になっていて信頼しているシステムベンダーにお任せしましたので、特に大きな苦労はありませんでした。過去にレセプトコンピューターなど他のシステムを導入してもらったシステムベンダーに依頼すれば、オンライン資格確認等システムと他のシステムを一元化できる可能性がありますし、相談などもしやすいでしょう。(中略)

今のところ目立ったトラブルはありませんが、レセプトコンピューターに関する疑問点や改善を希望する点などがあれば集約して、近いうちにシステムベンダーにまとめて問い合わせるつもりです。

10. オンライン資格確認の今後

オンライン資格確認は今後のデータヘルスの基盤となります

今後拡大予定の機能

- ・ 現在全国の医療機関・薬局で確認できる情報は、薬剤情報・特定健診等情報のみですが、**対象となる情報を拡大**します。(令和4年夏を目処)
手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象となる予定です。
- ・ オンライン資格確認等システムを基盤とし、**電子処方箋の仕組みを構築**します。(令和4年夏を目処)
紙の受け渡しが必要になり、薬剤情報共有のリアルタイム化(重複投薬の回避)が可能となります。
- ・ **閲覧・活用できる健診等を拡大**します。
- ・ 現在対象になっていない**生活保護受給者の医療券**も対象にする(令和5年度中)など順次対象を広げていきます。
- ・ **モバイル端末でのオンライン資格確認**も検討しています。(令和2年度研究事業)

オンライン資格確認には以下の特徴があり、データヘルスの基盤となっていきます。

- ① 全国の医療機関・薬局と安全かつ常時接続されています
- ② 医療情報を個人ごとに管理しており、本人の情報を確実に得ることができます
- ③ 患者の同意を確実にかつ電子的に得ることができます



適正なレセプト請求について (請求誤りの多い事例)

目次

1. 超音波検査（断層撮影法）に係る記載事項もれ
2. トラスツズマブBS点滴静注用に係る記載事項もれ
3. S-Mと尿沈渣（同一日）に係る記載事項もれ
4. サイトメガロウイルス p p 65抗原定性に係る記載事項もれ
5. テセントリク点滴静注に係る記載事項もれ
6. 内分泌学的検査（各々）の算定
7. 在宅での薬剤の算定方法
8. 検体検査判断料
9. 点滴注射の算定
10. 超音波検査（2回目以降逡減）
11. 薬剤管理指導料と調基の算定
12. 処方箋料と調基の算定
13. 処方料・調剤料と処方箋料の算定
14. 組織診断料と病理判断料の算定
15. 初診料（同一日複数科受診時の2科目）の算定
16. 薬剤管理指導料（週2回）の算定
17. 悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定
18. 特定疾患処方管理加算2の算定

1. 超音波検査（断層撮影法）に係る記載事項もれ

診療識別集計表示 ・ 傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90 入院
傷病名		診療開始日▲ 転帰		12	5*	再診料					73 X	2	
01	知的障害	H27. 8. 7		13	5*	特定薬剤治療管理料 1					470 X	1	
02	適応障害	H27. 8. 7			*	(バルプロ酸)							
03	症候性てんかん	H27. 8. 7		60	5*	尿一般					26 X	1	
04	妄想性障害	H27. 8. 7		5*	5*	尿沈渣 (鏡検法)							
05	慢性胃炎	H27. 8. 7		5	5	染色標本加算							
06	皮膚そう痒症	H28. 4.22		5	5	アルブミン定量 (尿)				138 X	1		1
07	便秘症	H29.12. 8		5*	5*	BIL/総							
08	右肩関節痛症	H30.10.23		5	5	AST							
09	アレルギー性鼻炎	R02. 4.21		5	5	ALT							
10	イレウスの疑い	R02. 7.10		5	5	γ-GT							
11	糖尿病の疑い	R02. 7.10		5	5	LD							
12	汎血球減少症の疑い	R02. 7.10		5	5	ALP							
13	肺炎の疑い	R02. 7.10		5	5	CK							
14	糖尿病性腎症の疑い	R02. 7.10		5	5	Amy							
				5	5	TG							
				5	5	HDL-コレステロール							
				5	5	LDL-コレステロール							
				5	5	BUN							
				5	5	クレアチニン							
				5	5	UA							
				5	5	ナトリウム及びクロール							
				5	5	カリウム							
				5	5	Tp							
				5	5	Alb (BCP改良法・BCG法)							
				5	5	ChE							
				5	5	グルコース							
				5	5	クレアチニン (尿)				109 X	1		
				5*	5*	末梢血液一般検査							
				5	5	末梢血液像 (自動機械法)							
				5	5	HbA1c				85 X	1		
				5*	5*	CRP				16 X	1		
				5*	5*	外来迅速検体検査加算			5項目	50 X	1		
				5*	5*	超音波検査 (断層撮影法) (胸腹部)				530 X	1		1
				5*	5*	尿・糞便等検査判断料				34 X	1		
				5*	5*	血液学的検査判断料				125 X	1		
				5*	5*	生化学的検査 (1) 判断料				144 X	1		
				5*	5*	免疫学的検査判断料				144 X	1		
				80	5*	通院精神療法 (30分未満)				330 X	2		
				5*	5*	処方箋料 (その他)				68 X	2		
					*	(口) てんかん患者で抗てんかん剤を投与							
診療識別		【請求】回数・点数計	【決定】回数・点数計	【査定】点数計									
11	初診												
12	再診												
13	再診												
14	再診												
20	初診												
21	再診												
22	再診												
23	再診												
24	再診												
30	初診												
32	再診												
33	再診												
38	再診												
40	再診												
50	初診												
54	再診												
60	再診												
70	再診												
80	再診												
90	再診												
92	再診												
97	再診												
		2,813	2,813	0									

【超音波検査 (断層撮影法) (胸腹部)】

医科点数表解釈【留意事項】より
 「2」の「ロ」の「(1)」の胸腹部を算定する場合は、検査を行った領域について診療報酬明細書の摘要欄に該当項目を記載すること。複数領域の検査を行った場合は、その全てを記載すること。また、カに該当する場合は、具体的な臓器又は領域を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ア 消化器領域
- イ 腎・泌尿器領域
- ウ 女性生殖器領域
- エ 血管領域 (大動脈・大静脈等)
- オ 腹腔内・胸腔内の貯留物等
- カ その他

2. トラスツズマブBS点滴静注用に係る記載事項もれ

診療識別集計表示・傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90 入院
傷病名		診療開始日▲ 転帰		12	1*	外来診療料				74 X	7		
01	左乳房中央部乳癌	R02	8.31	13	1*	医療機器安全管理料（放射線治療計画策定）				1,100 X	1		
02	放射線皮膚炎	R02	12.22			1* 外来放射線照射診療料				297 X	1		
03	皮脂欠乏症	R02	12.22			* 22日							
				33	1*	点滴注射（その他）（入院外）				49 X	1		
					1*	外来化学療法加算1（抗悪性腫瘍剤・15歳以上）				600 X	1		
					1*	生理食塩液PL「フソー」 100mL 1瓶							
					1*	大塚生食注 250mL 1袋							
					1*	トラスツズマブBS点滴静注用 150m 4瓶				11,416 X	1		
						g「NK」							
					1*	無菌製剤処理料1（イ以外）				45 X	1		
				80	1*	処方箋料（その他）				68 X	1		
						* <外科>							
						2020年8月31日							
						HER2:3+							
						照射部位（放射線治療管理料）；左乳房							
						<乳房部（左）>							
					1*	体外照射（高エネルギー放射線治療）（1回目）（4門以上の照射）				1,950 X	1		
					1	体外照射呼吸性移動対策加算							
					1*	放射線治療管理料（4門以上の照射）				4,330 X	1		
					1	放射線治療専任加算（放射線治療管理料）				100 X	1		
					1*	外来放射線治療加算（放射線治療管理料）				300 X	11		
					1*	画像誘導放射線治療加算（骨構造の位置情報）							
						* <乳房部（左）>							
					1*	体外照射（高エネルギー放射線治療）（1回目）（4門以上の照射）				1,950 X	10		
					1	体外照射呼吸性移動対策加算				100 X	10		
					1*	外来放射線治療加算（放射線治療管理料）				68 X	1		
					1*	処方箋料（その他）							
						* <放射線科>							

診療識別	【請求】回数	【請求】点数計	【決定】回数	【決定】点数計	【査定】点数計
11	初診				
12	再診	1	518	1	518
13	医管理	2	1,397	2	1,397
1					
70					
80	その他	8	30,316	8	30,316
90	入院料				
92	特入院				
97	食・生				
			44,341	44,341	0

【トラスツズマブBS点滴静注用】

【保険メモ】より

トラスツズマブBS点滴静注用を算定する場合は、**HER2過剰発現を確認した検査の実施年月日**を記載すること。
また本剤の初回投与に当たっては必ず、**実施年月日**を記載すること。

5. テセントリク点滴静注に係る記載事項もれ

診療識別集計表示・傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体 10 基本等 20 投薬 30 注射 40 処置 50 手術 60 検査 70 画像 80 その他 90 入院							
傷病名	診療開始日▲ 転帰										
01	慢性うっ血性心不全	H29. 5.11									
02	兩大血管右室起始症	H29. 5.11									
03	多発性ラクナ梗塞	H29. 5.11									
04	老年性そう痒症	H30. 1.18									
05	洞不全症候群	H30.10. 1									
06	先天性心疾患	H30.10. 1									
07	高血圧症	H30.10. 1									
08	ペースメーカー植え込み後	H30.10. 1									
09	再発性胃潰瘍の再燃	R01. 9. 5									
10	皮脂欠乏症	R01. 9. 5									
11	不眠症	R01. 9. 5									
12	慢性肝炎の疑い	R02. 5.21									
13	肝細胞癌	R02. 5.26									
14	低カルシウム血症	R02. 7.12									
15	腰痛症	R02. 8. 2									
16	乾皮症	R02. 8.30									
診療識別	【請求】回数・点数計	【決定】回数・点数計	【査定】点数計								
11	初診										
12	再診	1	296	1	296						
13	医管理	1	360	1	360						
14	在宅										
20											
21											
22											
23											
24											
31											
32											
33											
39											
40											
50											
54											
60											
70											
80											
90	入院料										
92	特入院										
97	食・生										
		109,305	109,305	0							

傷病名	診療開始日▲ 転帰	01	12	13	31	33	60
01	H29. 5.11	* 病勢が安定しない為、頻回の検査を行い、患者状態の把握に努めました。内服抗癌剤にて加療中の患者様です。副作用で、甲状腺機能低下、高アンモニア血症をきたす可能性があるため頻回で検査を施行しております。	1* 外来診療料	1* 悪性腫瘍特異物質治療管理料（その他・1項目）	1* 検査名（悪性腫瘍特異物質治療管理料）；検査名：AFP-L3%	1* 点滴注射	1* 検体検査名（外来迅速検体検査加算）；尿沈渣（鏡検法）
02	H29. 5.11					1 外来化学療法加算1（抗悪性腫瘍剤・15歳以上）	1* 外来迅速検体検査加算
03	H29. 5.11					1* 生食注シリンジ「オーツカ」10mL 1筒	1* PT
04	H30. 1.18					1 生理食塩液「ヒカリ」50mL 4瓶	1* PT
05	H30.10. 1					1 大塚生食注 250mL 1袋	1* 検体検査名（外来迅速検体検査加算）；末梢血液一般
06	H30.10. 1					1 1* テセントリク点滴静注1200mg 11瓶	1* 外来迅速検体検査加算
07	H30.10. 1					1 200mg 20mL	1* 検体検査名（外来迅速検体検査加算）；末梢血液一般
08	H30.10. 1					1 アバステン点滴静注用400mg/16mL 2瓶	1* アンモニア
09	R01. 9. 5					1 アバステン点滴静注用100mg/4mL 2瓶	1 外来迅速検体検査加算
10	R01. 9. 5					1 生理食塩液 100mL 1瓶	
11	R01. 9. 5					* アバステン点滴静注用100mg/4mL 1 ■（使用量 1.315V 残量破棄）	
12	R02. 5.21					1* 無菌製剤処理料1（イ以外）	
13	R02. 5.26					1* 検体検査名（外来迅速検体検査加算）；尿沈渣（鏡検法）	
14	R02. 7.12					1* 外来迅速検体検査加算	
15	R02. 8. 2					1* PT	
16	R02. 8.30					1* PT	
						1* PT	
						* 検体検査名（外来迅速検体検査加算）；末梢血液一般	
						1* 外来迅速検体検査加算	
						* 検体検査名（外来迅速検体検査加算）；末梢血液一般	
						1* アンモニア	
						1 外来迅速検体検査加算	

【テセントリク点滴静注】

【保険メモ】より

テセントリク点滴静注を算定する場合は、摘要欄へ**施設要件**及び**医師要件**を記載すること。

7. 在宅での薬剤の算定方法

診療識別集計表示・傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90 入院
傷病名		診療開始日▲ 転帰		12	1*	外来診療料					74 X	2	
01	胆のう癌肝浸潤	R02.	7.14	13	1*	薬剤情報提供料					10 X	2	
02	転移性肝腫瘍	R02.	8.6	1*	1*	悪性腫瘍特異物質治療管理料（その他・2項目以上）					400 X	1	
03	便秘症	R02.	8.6		*	検査名（悪性腫瘍特異物質治療管理料）；CEA							
04	トルソー症候群による脳梗塞	R02.	8.6		*	検査名（悪性腫瘍特異物質治療管理料）；CA19-9							
05	股部白癬	R02.	8.13	14	1*	ヘパリンカルシウム皮下注5千U/0.2筒					64 X	42	
06	湿疹	R02.	9.18			2mLシリンジモチダ 5千U							
07	維持療法の必要な難治性逆流性食道炎	R02.	10.12	1*	1*	在宅自己注射指導管理料（1以外の場合）（月28回以上）					750 X	1	
08	腰痛症	R02.	10.12	1*	1*	注入器用注射針加算（その他）					130 X	1	
09	脳梗塞の再発	R02.	10.14	*		12/7処方分							
10	皮脂欠乏症	R02.	11.6			ヘパリンカルシウム皮下注5千U/0.2mLシリンジモチダ 5千U 42筒							
11	播種性血管内凝固症候群の疑い	R02.	12.7			<1日2回 8時、20時皮下注射 21日分>							
12	敗血症の疑い	R02.	12.7			12/28処方分							
13	胃潰瘍	R02.	12.7			ヘパリンカルシウム皮下注5千U/0.2mLシリンジモチダ 5千U 42筒							
						<1日2回 8時、20時皮下注射 21日分>							
診療識別		【請求】回数・点数計	【決定】回数・点数計	【査定】点数計	21	1*	エスワンタイホウ配合OD錠T20 2 6錠				134 X	28	
11	初診					0mg（テガフル相当量）							
12	再診	1	148	1	148	1*	ファモチジンD錠20mg「サワイ」	2錠			2 X	42	
13	入院					1*	マグミット錠330mg	6錠			3 X	21	
14	外来					1*	カロナル錠300 300mg	6錠			5 X	42	
20	処方					1*	調剤料（内服薬・浸煎薬・屯服薬）				11 X	2	
21	調剤					25	1*	処方料（その他）			42 X	2	
22	検査					27	1*	調基（その他）			14 X	1	
23	検査					60	*	検体検査名（外来迅速検体検査加算）；末梢血液一般検査					
24	検査					1*	外来迅速検体検査加算	5項目			50 X	1	
31	検査					*	検査日28日						
32	検査					1*	Dダイマー				133 X	1	
33	検査					1*	PT						
39	検査					1	APTT				47 X	1	
40	検査					1*	BIL/総						
50	検査					1	AST						
54	検査					1	ALT						
60	検査					1	ALP						
70	検査					1	LD						
80	その他					1	ア-GT						
90	入院料					1	BUN						
92	特入院					1	クレアチニン						
97	食・生					1	ナトリウム及びクロール						
						1	カリウム						
		9,609	9,609	0									

【ヘパリンカルシウム皮下注0.2ml】

在宅での薬剤の算定は、1回量(1日量)の点数算定ではなく、総量(総点数)での算定。

8. 検体検査判断料

診療識別集計表示 ・ 傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90
01	原発性不妊症	R02.	3.26	12	1*	再診料						73 X	2
02	子宮内膜ポリープ	R02.	3.26	1*	1*	外来管理加算						52 X	2
03	右卵巢腫瘍	R02.	4.17	68	1*	LH定性(尿)						72 X	1
04	子宮内膜症	R02.	6.1	1*	1*	尿・糞便等検査判断料						34 X	1
05	腰痛症	R02.	6.2	80	1*	処方箋料(その他)						68 X	1
06	排卵障害	R02.	6.18										
07	多のう胞性卵巢症候群の疑い	R02.	6.29										

診療識別	【請求】回数・点数計	【決定】回数・点数計	【査定】点数計
11 初診			
12 再診	2	2	250
13 医管理			
14			
20			
21			
22			
23			
24			
31			
32			
33			
39			
40			
50			
54			
60			
70			
80 その他			
90 入院料			
92 特入院			
97 食・生			
	424	390	34

入院で手術後医学管理料算定あり

【尿・糞便等検査判断料】

医科点数表解釈【告示】より
 手術後医学管理料には、包括されている
 検査項目に係る判断料が含まれており、
 手術後医学管理料を算定した月に、区分
 番号「D026」尿・糞便等判断料、血液学
 的判断料及び生化学検査(1)判断料は
 別に算定できない。

9. 点滴注射の算定

診療識別集計表示・傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90 入院
01	気管支喘息	診療開始日▲	転帰	01	*	(城乳)							
02	アレルギー性鼻炎	H29. 6.18		12	1*	再診料							
03	尿路感染症の疑い	H29. 6.22		1		明細書発行体制等加算				74 X		1	
04	急性上気道炎	R02.11.30		1	1*	外来管理加算				52 X		1	
05	嘔吐症	R02.11.30		33	*○	点滴注射				98 X		1	
06	脱水症	R02.11.30		1		点滴注射(その他)(入院外)						49 X	1
07	低血糖	R02.11.30		1	1*	大塚生食注 100mL							
				1	1	20%ブドウ糖注射液SN 20mL							
				60	1*	尿一般				20 X		1	
				1	1*	末梢血液一般検査				26 X		1	
				1	1*	CRP				21 X		1	
				1	1*	外来迅速検体検査加算				16 X		1	
				1	1*	B-V				30 X		1	
				1	1*	血液学的検査判断料				35 X		1	
				1	1*	免疫学的検査判断料				125 X		1	
				80	1*	処方箋料(その他)				144 X		1	
				1	1*	特定疾患処方管理加算1(処方箋料)				68 X		1	
				1	1*	一般名処方加算1(処方箋料)				18 X		1	
										7 X		1	

診療識別	【請求】回数・点数計	【決定】回数・点数計	【査定】点数計
11	初診		
12	再診	2	126
13	医管理		
14	【点滴注射】		
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92	特入院		
93			
94			
95			
96	食・生		
97			
		734	685
			49

【点滴注射】

医科点数表解釈【留意事項】より
 1日分の注射量が500ml未満で点滴注射
 (6歳以上1日分の注射量が500ml以上の
 場合)で算定。
 ※6歳以上の者に対する1日分の注射量
 が500ml未満の場合は、入院中の患者
 以外の患者に限り「3 その他の場合」で
 算定する。

10. 超音波検査（2回目以降逡減）

診療識別集計表示 ・ 傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90 入院		
01	甲状腺腫	診療開始日▲ 転帰	H26.12.12	12	*	同日複数再診（02回） 復再算定診療科：整形外									
02	維持療法の必要な難治性逆流性食道炎	H30.9.20		1*	*	外来診療料（同一日複数科受診時の2科目）							37 X	1	
03	高血圧症	H30.12.7		1*	*	外来診療料							74 X	2	
04	左膝半月板損傷	R02.6.29			*	再診料他保険にて算定									
05	左変形性膝関節症	R02.6.29		60	1*	超音波検査（断層撮影法）（その他）							350 X	1	
06	慢性疼痛	R02.7.3			*	<甲状腺>									
07	甲状腺癌の疑い	R02.7.3		1*	1	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）							530 X	1	
08	慢性胃炎	R02.7.7		1	1	検査逡減								477 X	1
09	胃癌の疑い	R02.7.7			*	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）： ア 消化器領域									
10	胆のう結石症の疑い	R02.7.7		1*	1*	EF-胃・十二指腸							1,140 X	1	
				1*	1*	バロス消泡内用液 2%							5mL		
				1	1	アネトカインビスカス 2%							5mL		
				1	1	炭酸水素ナトリウム							1g		
				1	1	プロナーゼMS 20,000単位							1	17 X	1
				70	1*	コンピューター断層診断							450 X	1	
					*	四肢									
				1*	1*	MRI撮影（1.5テスラ以上3テスラ未満の機器）									
				1	1	電子画像管理加算（コンピューター断層診断料）							1,450 X	1	
					*	電子媒体保存撮影 1回									
				80		算定科：内消化									
				1*	1*	処方箋料（その他）							68 X	1	
					*	算定科：整形外									
				1*	1*	処方箋料（その他）							68 X	1	
					*	算定科：内消化									
				1*	1*	一般名処方加算 2（処方箋料）							5 X	1	
					*	複数科にて受診有り									

診療識別	【請求】回数・点数計	【決定】回数・点数計	【査定】点数計
11 初診			
12 再診	2	2	185
13 医管理			
14 在宅			
20 投薬他			
2			
96			
92 特入院			
97 食・生			
	4,263	4,210	53

【超音波検査】

医科点数表解釈【通則】より

同一患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。と定められています。

11. 薬剤管理指導料と調基の算定

診療識別集計表示・傷病名欄拡張					傷病名変換情報		全体										算定日情報		日別情報		調剤レセ表示		調剤レセト 枚数		0枚			
01	非がん性慢性疼痛	R02. 6. 9					<医科点数表に基づき算定することとなった理由>																					
02	膿痂疹	R02. 6. 16					04: 臓器移植を受ける患者であるため																					
03	貨幣状湿疹	R02. 6. 16					01 * ネキシウムカプセル投与開始日: 令和2																					
04	顎下腺腫瘍	R02. 6. 23					年1																					
05	湿疹	R02. 6. 30					2月18日																					
06	芽球増加を伴う不応性貧血-2	R02. 7. 8					造血幹細胞移植(同種移植)施行日: 令和2																					
07	びらん性湿疹	R02. 7. 8					年11月27日																					
08	便秘症	R02. 9. 2					バクタ配合錠について: ニューモシチス肺																					
09	じんま疹	R02. 9. 6					炎症抑制のため投与																					
10	毛包炎	R02. 9. 8					アシクロビル錠について: 造血幹細胞移植に																					
11	顔面播種性粟粒状疹	R02. 9. 8					ウイルス感染症																					
12	皮膚						pp65: 移植時																					
13	出						イトメガロウイルス																					
14	真						要なため頻回施行																					
15	血						いて: 発熱性好中																					
16	尿						ム注を4A投与し																					
11	社						用について: 経口																					
12	再						ありエルネオパ注																					
13	医						移植																					
14	在						患者における深在性真菌症の予防のため																					
20	持						投与																					
21	内						プログラフ顆粒: 骨髄移植における拒絶																					
22	中						反応																					
23	外						及び移植片対宿主病の抑制のため投与																					
24	診						13 1* 薬剤管理指導料(1の患者以外の患者)																					
31	皮						1* 薬剤管理指導料(安全管理を要する医薬品投与患者)																					
32	静脈内						* 薬剤名(薬剤管理指導料1); プログラフカプセル																					
33	その他	20	4,495	20	4,495		1* 特定薬剤治療管理料1																					
39	薬剤減						1 特定薬剤治療管理加算(臓器移植月から3月)																					
40	処置	1	18	1	18		325 X 1																					
50	手術	6	28,556	6	28,556		380 X 1																					
54	麻酔																											
60	検査	10	4,081	10	4,081																							
70	画像診																											
80	その他	2	3,990	2	3,990																							
90	入院料	2	115,025	2	115,025																							
92	特入院																											
97	食・生	3	103,850	3	103,850																							
			188,782		188,782																							

【薬剤管理指導料と調基】

医科点数表解釈【告示】より
調剤技術基本料の告示に「区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料又は区分番号C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、算定しない。」と定められています。

* タクロリムス		臓器移植年月日(臓器移植加算)(特定薬剤治療管理料1); 令和2年11月27日		(ハ) 臓器移植術を受けた患者で免疫抑制剤を投与	
21	1*	アムロジピンOD錠2.5mg「EME C」	1錠	1X	31
	1*	マグミット錠330mg	3錠	2X	2
	1*	ウルソデオキシコール酸錠100mg「ZE」	3錠	2X	31
	1*	マックメット懸濁用配合DS	2.4g	2X	21
	1*	アシクロビル錠200mg「サワイ」	1錠	3X	31
	1*	オロパタジン塩酸塩OD錠5mg「トワ」	2錠	3X	5
	1*	カロナル錠500.500mg	4錠	4X	2
	1*	ブレドニゾロン錠「タケダ」5mg	6錠	6X	11
	1*	バクタ配合錠	1錠	7X	31
	1*	ネキシウムカプセル20mg	1カプセル	12X	31
	1*	フルコナゾールカプセル100mg「タカタ」	2カプセル	52X	31
	1*	プログラフカプセル0.5mg	4カプセル	140X	28
	1*	マックメット懸濁用配合DS	2.4g		
	1	プログラフカプセル0.5mg	4カプセル	141X	3
	1*	バリキサ錠450mg	2錠	500X	7
	1*	バリキサ錠450mg	4錠	1,001X	17
22	1*	プロチゾラムOD錠0.25mg「サワイ」	1錠	1X	17
	1*	マグミット錠330mg	2錠	1X	1
	1*	ロベミンカプセル1mg	1カプセル	4X	11
	1*	ロゼレム錠8mg	1錠	9X	15
23	1*	ロコイド軟膏0.1%	10g	13X	1
	1*	スミルスチック3%	40g	26X	2
	1*	デルモベート軟膏0.05%	30g		
	1	白色ワセリン「ケンエー」	20g	70X	1
	1*	ヒルドイドローション0.3%	50g	108X	1
	1*	マイザー軟膏0.05%	100g	165X	1
	1*	ヒルドイドソフト軟膏0.3%	200g	432X	1
24	1*	調剤料(入院)		7X	31
26	1*	麻薬等加算(調剤料)(入院)		1X	24
27	1*	調基(入院)		42X	1
33	1*	生理食塩液PL「フソー」100mL	1瓶		
	1	水溶性ブレドニン10mg	3管	45X	4
	1*	生食注シリンジ「オーツカ」10mL	1筒		
	1	ソル・コーテフ注射用100mg(溶解液付)	1瓶		
	1	生理食塩液PL「フソー」100mL	1瓶	53X	1
	1*	ヘパフラッシュ100単位/mLシリン	1筒		

12. 処方箋料と調基の算定

診療識別集計表示・傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90 入院	情報	日別情報	調剤レセ表示	調剤レセプト枚数
01	肝内胆管癌の疑い	R02.11.16	転帰	01	*	過去に算定した年月日（がん患者指導管理料ハ）；令和 2年 11月 18日								CRP			16 X 1
02	肺癌の疑い	R02.11.16				過去に算定した年月日（がん患者指導管理料ハ）；令和 2年 5月 18日								CRP			16 X 2
03	転移性肺腫瘍	R02.11.16												B-V			35 X 2
04	悪性リンパ腫の疑い	R02.11.16		12	1*	外来診療料				74 X	4			検体検査管理加算（1）			40 X 1
05	糖尿病の疑い	R02.11.16			*	書類交付のみ来院								血液学的検査判断料			125 X 1
06	播種性血管内凝固の疑い	R02.11.16		13		交付年月日（傷病手当金意見書交付料）；令和 2年 12月 14日								生化学的検査（1）判断料			144 X 1
07	B型肝炎ウイルス感染の疑い	R02.11.16			1*	傷病手当金意見書交付料				100 X	1			免疫学的検査判断料			144 X 1
08	甲状腺機能低下症の疑い	R02.11.16			1*	悪性腫瘍特異物質治療管理料（その他・2項目以上）				400 X	1			処方箋料（その他）			68 X 2
09	癌性腹膜炎	R02.11.18			*	検査名（悪性腫瘍特異物質治療管理料）；検査名：CEA								複数料にて受診有り			
10	下肢浮腫	R02.11.18				検査名（悪性腫瘍特異物質治療管理料）；検査名：CA19-9											
11	腹水症	R02.11.18															
12	腰痛症	R02.11.18															
13	維持療法の必要な難治性逆流性食道炎	R02.11.18		21	1*	調剤料（内服薬・浸煎薬・屯服薬）				11 X	1						
14	腺腫様甲状腺腫	R02.11.24		22	1*	イメンドカプセル 125mg	1カプセル			379 X	3						
15	橋本病の疑い	R02.11.24		25	1*	処方料（その他）				42 X	1						
16	化学療法に伴う嘔吐症	R02.11.30		27	1*	調基（その他）				14 X	1						
11	初診			33	1*	点滴注射											
12	再診	1	296	1		外来化学療法加算1（抗悪性腫瘍剤・15歳以上）				698 X	3						
13	医管理	2	500	2		1* 生食注シリンジ「オーツカ」 10mL 1筒											
14	在宅					1 ソルデム3A輸液 500mL 1袋											
20	投薬他	2	56	2		1 グラニセトロン点滴静注バッグ 1mg / 50mL「HKJ」											
21	内					1 対液 6.6mg 2mL 1瓶											
22						1 液 1.65mg 0.5 2管											
23						0mg「日医工」 2 4瓶											
24						0mL 1袋											
31						用 1g 1瓶											
32						用 200mg 4瓶											
33						0mL 1瓶											
39						0mL 1袋											
40						リ」 50mL 1瓶				2,228 X	3						
50						用 200mg ■（使用量破棄）											
54						（イ以外）				45 X	3						
60										18 X	1						
70	画									133 X	1						
80	その他	1	136	1		検体検査料（外来迅速検体検査加算）；末梢血液一般											
90	入院料					1* 外来迅速検体検査加算	1項目			10 X	1						
92	特入院					1* TP											
97	食・生					1 BUN											
						1 クレアチニン											
		12.329		12.329													0

【処方箋料と調基】

医科点数表解釈【留意事項】より
 同一月内において処方箋料と調基の算定。
 「同一医療機関において同一月内に処方箋の交付がある場合は、調剤技術基本料は算定できない」と定められています。

14. 組織診断料と病理判断料の算定

診療識別集計表示 ・ 傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90 入院
傷病名				診療開始日▲ 転帰									
01	子宮筋腫	R02.12.28		11	1*	初診料	288 X	1					
02	子宮体癌の疑い	R02.12.28		50	1*	子宮頸管ポリープ切除術	1,190 X	1					
03	卵巣腫瘍の疑い	R02.12.28		60	1*	血液学的検査判断料	125 X	1					
04	鉄欠乏性貧血の疑い	R02.12.28			1*	生化学的検査(2)判断料	144 X	1					
05	子宮内膜症	R02.12.28			1*	末梢血液一般検査	21 X	1					
06	子宮頸管ポリープ	R02.12.28			1*	CA125	144 X	1					
					1*	組織診断料	450 X	1					
					1*	病理判断料	150 X	1					
					1*	T-M (組織切片)	860 X	1	1 臓器				
					1*	細胞診(婦人科材料等)	150 X	1	1 部位				
					1*	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)	530 X	1					
					*	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部): ウ 女性生殖器領域							
					1*	子宮内膜組織採取	370 X	1					
					1*	B-V	35 X	1					
診療識別				【請求】回数	【請求】点数計	【決定】回数	【決定】点数計	【査定】点数計					
11	初診	1	288	1	288								
12													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
60													
70	画像診												
80	その他												
90	入院料												
92	特入院												
97	食・生												
				4,457	4,457	0							

【組織診断料と病理判断料】

医科点数表解釈【告示】 N007 病理判断料
注2より、「区分番号N006に掲げる病理診断料
を算定した場合には算定しない」と定められ
ています。

15. 初診料（同一日複数科受診時の2科目）の算定

診療識別集計表示・傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90 入院
01	腰痛症	傷病名	診療開始日▲ 転帰	11	1*	初診料					288 X	1	
			R02.12.15	11	1*	初診料（同一日複数科受診時の2科目）					144 X	1	
					*	2つ目の診療料（初診料）；（整形外科）							
				60	1*	末梢血液一般検査							
					1	末梢血液像（自動機械法）					36 X	1	
					1*	CRP					16 X	1	
					1*	尿一般					26 X	1	
					1*	尿沈渣（フローサイトメトリー法）					24 X	1	
					1*	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）					530 X	1	
					*	イ 腎・泌尿器領域							
					*	血液化学検査（10項目以上）							
					1*	AST							
					1	ALT							
					1	LD							
					1	ALP							
					1	γ-GT							
					1	TP							
					1	BIL/総							
					1	ChE							
					1	Amy							
					1	BUN							
					1	クレアチニン							
					1	UA							
					1	CK							
					1	ナトリウム及びクロール							
					1	カリウム							
					1	カルシウム					109 X	1	
					1*	血液学的検査判断料							
					1	検体検査管理加算（1）					165 X	1	
					1*	B-V					35 X	1	
					1*	免疫学的検査判断料					144 X	1	
					1*	尿・糞便等検査判断料					34 X	1	
					1*	生化学的検査（1）判断料					144 X	1	
					*	超音波検査2断層撮影法口（1） 胸腹部							
					*	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）；イ 腎・泌尿器領域							
				70		腰椎							
						撮影部位（単純撮影）：腰椎							
					1*	単純撮影（イ）の写真診断	4枚						
					1	単純撮影（デジタル撮影）	4枚				383 X	1	
					*	電子媒体保存撮影	4回						
					1*	電子画像管理加算（単純撮影）					57 X	1	
					1*	画像診断管理加算1（写真診断）					70 X	1	
				80	1*	処方箋料（その他）					68 X	1	

診療識別	【請求】回数・点数計	【決定】回数・点数計	【査定】点数計
11 初診	2	432	432
12 再診			
13 医管理			
80 入院料			
90 特入院			
92 食・生			
	2,273	2,273	0

【初診料（同一日複数科受診時2科目）

医科点数表解釈【告示】より

単一病名で同日に1科目の基本診療料と初診料等の同一日複数科受診時の2科目の算定。「同一日に他の傷病について、別の診療料を受診した場合に限り算定する」と定められています。

17. 悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定

診療識別集計表示・傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90 入院
傷病名	診療開始日▲	転帰											
01 胆道閉鎖症	H23. 5.30		01 *	肝の繊維化の程度の評価を迅速に行いた									
02 肝不全	H23. 5.30			いと									
03 播種性血管内凝固	H23. 6. 7			考えヒアルロン酸と4型コラーゲンを施									
04 ヘルペスウイルス感染症	H23. 6. 8			行し									
05 肝移植拒絶反応	H23. 6. 8		12 2*	外来診療料									
06 深在性真菌症	H23. 6. 8		13 2*	移植後患者指導管理料（臓器移植後）									
07 肝移植後	H23. 6. 8		2*○	悪性腫瘍特異物質治療管理料（その他・									
08 高アンモニア血症	H23. 7.26			1項目）									
09 サイトメガロウイルス感染症	H23. 7.26		*	検査名（悪性腫瘍特異物質治療管理料）									
10 肝機能障害	H23.10.18			； S i i - 2 R									
11 下痢症	H23.10.18		60 2*	T P									
12 重症感染症	H23.10.18		2	B U N									
13 低アルブミン血症	H23.10.28		2	クレアチニン									
14 鉄欠乏性貧血	H24. 4.24		2	U A									
15 慢性気管支炎	H25. 4.16		2	T c h o									
16 皮脂欠乏症	H27. 3. 3		2	ナトリウム及びクロール									
17 肝障害	H27. 5.26		2	カリウム									
18 湿疹の二次感染	H28. 8. 2		2	カルシウム									
19 皮膚そう痒症	H29. 3.21		2	マグネシウム									
20 移植後リンパ増殖性疾患	H30. 5.22		2	無機リン及									
21 アレルギー性鼻炎	H31. 4.23		2	F e									
22 慢性肝炎	R01. 8. 6		2	A L P									
23 アトピー性湿疹	R01. 8. 6		2	A m y									
24 慢性拒絶反応	R01. 8. 6		2	A S T									
25 慢性肝炎の疑い	R02.10. 6		2	A L T									
26 悪性リンパ腫の疑い	R02.12. 1		2	C h E									
			2	A i b t (B									
			2	γ - G T									
			2	L D									
			2	B I L / 直									
			2	B I L / 総									
			2*○	4型コラー									
			2	ヒアルロン									
			2*	I g G									
			2	I g A									
			2	I g M									
			2	C R P									
			2*	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）									
			*	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）：									
				ア 消化器領域									
			2*	検体検査管理加算（1）									
			2*	血液学的検査判断料									
			2*	生化学的検査（1）判断料									
			2*	免疫学的検査判断料									
			80 2*	処方箋料（その他）									

【悪性腫瘍特異物質治療管理料】

医科点数表解釈【留意事項】より
 悪性腫瘍特異物質治療管理料は、**悪性腫瘍**であると既に**確定診断**がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

18. 特定疾患処方管理加算2の算定

診療識別集計表示・傷病名欄拡張		傷病名変換情報		全体	10 基本等	20 投薬	30 注射	40 処置	50 手術	60 検査	70 画像	80 その他	90 入院
傷病名		診療開始日▲ 転帰		01 *	(城乳)								
01	気管支喘息	R02.6.2		12 1*	再診料								
02	アレルギー性鼻炎	R02.10.1		1	明細書発行体制等加算								
03	急性胃腸炎	R02.10.1	治癒	1*	外来管理加算								
04	下痢症	R02.10.1	治癒	13 1*	特定疾患療養管理料(診療所)								
05	精巣炎	R02.11.24	治癒	80 1*	処方箋料(その他)								
06	急性出血性膀胱炎の疑い	R02.11.24	治癒	1*	一般名処方加算1(処方箋料)								
07	急性気管支炎	R02.12.8		1*	特定疾患処方管理加算2(処方箋料)								
				1	特定疾患処方管理加算1(処方箋料)								
												74 X	1
												52 X	1
												225 X	1
												68 X	1
												7 X	1
												66 X	1
												18 X	1

診療識別	【請求】回数・点数計	【決定】回数・点数計	【査定】点数計
11	初診		
12	再診		
13			
14			
20			
21			
22			
23			
24			
31			
32			
33			
39			
40			
50			
54			
60			
70			
80			48
90	入院料		
92	特入院		
97	食・生		
	492	444	48

1	内	1日1回夕食後 ロラタジン錠10mg「サワイ」	1錠	3 X 30
2	内	1日2回朝夕食後 アスベリン錠10 10mg	2錠	
1	内	アンプロキシソール塩酸塩錠15mg「タカタ」	2錠	3 X 14
3	内	1日2回朝夕食後 プレドニン錠5mg	2錠	2 X 3
4	外	1日2回点鼻 ナイスビー点鼻液50μg 8.5mg 1瓶 8.5g		41 X 1
後発医薬品を調剤しなかった理由：後発医薬品なし 城乳				

【特定疾患処方管理加算2】

医科点数表解釈【告示】より
 特定疾患に対する処方に該当しない
 アレルギー用薬が28日以上で、特定
 疾患処方管理加算2(処方箋料)が算
 定されています。特定疾患に対する
 薬剤の処方期間が28日以上の場合に
 算定すると定められています。

48

48